

大名みえ子です

〒319-1112 東海村村松 2401-2

電話・FAX 029-284-0761

E-mail toukai@oona-mieko.info

東海村新年度予算案・議案から



とうかい版ネウボラの一環

産婦健康診査(妊産婦・乳幼児健康診査事業)の実施(予定)

事業実施(予定)の背景と目的・・・村作成資料から

- 産後うつや予後や新生児への虐待予後等を図る観点から、産後2週間、産後1ヶ月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(母体の身体機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等)の重要性が指摘されています。
- このため、これまでの妊婦や乳幼児の健康診査に加え、平成30年度から新たに産婦健康診査の費用を助成いたします。産後の母子に対する支援を早期から行うことで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の強化を図ります。

健康診査事業概要

◇健康診査の内容

- ①問診 ②診察 ③体重・血圧測定
- ④尿検査(蛋白・糖)
- ⑤エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)

◇費用 1回5,000円上限

◇回数 1人につき2回以内

◇予算額 4,501万2,000円



↓大名は、「産後1ヶ月健診は大変重要で、村は支援を行った方がいいと思う」とのお話を、ネウボラ事業の関係者の方からうかがっていただきましたので、昨年10月に行われた議会の一般会計決算委員会において執行部に考え方を質しました。その際執行部は、「1ヶ月になる前から産後うつになる傾向も高まっており、検討したい」とのことでした。茨城県への聞き取りによりますと県内の実施状況は以下のとおりです。

	国の補助事業	市町村単独事業
2017年度～	龍ヶ崎市・牛久市	
2018年度から実施予定	東海村・水戸市・笠間市・大洗町・城里町・ひたちなか市・常陸太田市・常陸大宮市・大子町・日立市・行方市・鉾田市・神栖市・取手市・守谷市・稲敷市・河内町・利根町・石岡市・つくば市・下妻市・常総市・坂東市・古河市	那珂市・高萩市
2019年度から実施予定	小美玉市・茨城町・北茨城市・鹿嶋市・潮来市・土浦市・かすみぐうら市・美浦村・阿見町・つくばみらい市・結城市・筑西市・桜川市・八千代町・五霞町・境町	

東海村いじめ問題対策連絡協議会等条例(案)が提出される 予算額 128,000円

村は、2013年6月28日公布のいじめ防止対策推進法第14条の趣旨に基づき、本村にもいじめ問題対策に関わる体制を整えるとして、「いじめ問題対策連絡協議会等条例」制定(案)を、3月議会に提出しました。

事業の概要では、①いじめ問題対策連絡協議会の開催 ②いじめ防止対策委員会(アドバイザーボード)の開催 ③いじめ問題対策委員会の開催(重大事態発生時)を柱としています。

いじめ防止対策推進法とはそもそもどのような内容でしょうか。

衆院・参院とも、わずか4時間の審議

(裏側へ続きます)

法案の審議では、衆院・参院ともわずか4時間の審議でした。関係者からの意見聴取もなく成立されたものです。日本共産党は「法案には原則的な問題で、見過ごせない点が含まれている」と反対し、関係者の意見も聞き法案を作り直すことを求めました。

子どもにいじめ禁止を命じ、いじめる子どもは厳罰で取り締まろうという仕組みが

法律には、子どもにいじめ禁止を命じ、いじめる子どもは厳罰で取り締まろうという仕組みがあります。取り締まり的対応がふえ、いじめの解決に欠かせない子どもと先生の信頼関係を壊してしまえば、本末転倒です。厳罰化は、いじめを行う子どもの鬱屈（うっくつ）した心をさらにゆがめ、人間的に立ち直る道を閉ざしかねません。

学校に道徳教育中心のいじめ対策を求めている

また、法律は、学校に道徳教育中心のいじめ対策を求めています。しかし、いじめ自殺がおきた大津市立中学校は市内で唯一の国の「道徳教育推進指定校」でした。同市の第三者委調査報告書は「道徳教育の限界」を指摘し、「むしろ学校現場で教師が一丸となった様々な創造的な実践こそが必要」と報告しています。市民道徳の教育は大切ですが、それは自主的に行われるべきもので、上から押しつければかえって逆効果です。

本村において法の具体化をはかるうえでは、機械的な運用は避けるべきです。学校と社会がいじめと向き合い、法律の問題点もただしながら、とりくみを前に進めることが大切です。

中心は、学校ではどんなことより子どもの命が大切だという、子どもの安全への深い思いを確立することです。いじめをけんか・トラブルと同列に扱うことを繰り返してはなりません。子どもを深く傷つけ、いじめの温床にもなる体罰の一掃も急務です。

いじめに真剣に対応する学校などの「様々な創造的な実践」を広げることが重要です。そのため厳罰化や道徳教育中心主義で学校を硬直化させてはなりません。

委員会は、形式ばらず、教職員の集団的対応や自由で創造的な実践を鼓舞するものにする必要がある

今回本村においてつくられようとしている3つの委員会においては、形式ばらず、教職員の集団的対応や自由で創造的な実践を鼓舞するものにする必要があります。

遺族の「知る権利」も不十分

また法律は、遺族の「知る権利」も不十分です。法律の運用に際し、隠蔽（いんぺい）のない、「知る権利」を保障できるガイドラインをつくることを国に強く求めることが必要です。

法律は、国や自治体のいじめ対策の予算措置の努力を定めている

法律は、国や自治体のいじめ対策の予算措置の努力を定めています。保健室の先生の複数配置など関連予算を思い切って増やすべきです。

